

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第50号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年香川県条例第33号）の施行期日は、令和 6 年11月 1 日とする。